

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開について

(対象期間：2024年10月1日 ～ 2025年9月30日)

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

社名	株式会社テイクワン
拠点名称	本社
拠点の所在地	〒540-6126 大阪府中央区城見2-1-61 TWIN21 MIDタワー26階

派遣労働者数	28
派遣先事業所数	16
①労働者派遣の料金 (1日8時間当りの平均)	32,432円
②労働者派遣の賃金 (1日8時間当りの平均)	20,608円
マージン率 (①-②) ÷ ①	36.5%

2. マージン率に含まれる費用

- ①法定福利費（事業主として、負担すべき労働保険料、社会保険料）
- ②通勤交通費（派遣労働者の通勤交通費）
- ③有休休暇費用（派遣労働者が取得する有給休暇、特別休暇に充当した費用）
- ④教育研修費用（キャリアアップ研修、資格取得支援費用など）
- ⑤福利厚生費用（健康診断、懇親会、忘年会など）
- ⑥営業、管理、採用活動など、事業運営にあたる労働者の人件費
- ⑦オフィス賃貸料、宣伝広告費、通信費などの諸費用
- ⑧営業利益 等

3. 教育訓練に関する事項

- ・ ビジネスマナー研修 ・ 情報セキュリティ研修 ・ ソフトウェア研修 ・ サーバ・NW研修

4. キャリアコンサルティング窓口

本社 営業部 TEL：06-6944-9955